

# 議決権行使についての参考書類

## 1. 総株主の議決権の数

3,337,170個

## 2. 議案に関する参考事項

### 第1号議案 第23期利益処分案承認の件

議案の内容は、前記添付書類（20頁）に記載のとおりであります。

当期は、昨今の世界的な株式市況の低迷による影響を受け、株式評価損等の特別損失を74,935百万円計上したこと等により、誠に遺憾ながら当期損失の計上という不本意な結果となりました。

当社をとりまく環境は依然として厳しい状況ではありますが、中長期的な視点に立ったうえで「株主の皆様への安定的配当」を熟考した結果、当期の株主配当金につきましては前期と同額の1株につき7円とさせていただきます。

また、当期の内部留保金につきましては、将来の事業展開に向けた財務体質および経営基盤の強化に活用し、事業の拡大に努めてまいり所存であります。

### 第2号議案 自己株式取得の件

経済環境等の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、商法第210条の規定に基づき、本総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式2,000万株、取得価額の総額270億円を限度として、自己株式の取得枠を設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号）が平成15年4月1日から施行され、株券失効制度が創設されたことに伴い所要の変更を行うとともに、定款の定めにより株主総会の特別決議の定足数を総株主の議決権数の3分の1以上に緩和することが認められることとなったため、今後株主構成が大きく変化した場合においても、今後の議決権行使比率の低下に備えるため、株主総会の特別決議の定足数につき定款の定めを新設するものであります。

## 2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 8 条</p> <p>当会社の株主名簿および実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の不所持、株主(実質株主を含む。以下同じ)のなすべき届出、株券の再交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理および単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 株券の種類、株式の名義書換、株券の不所持、株主のなすべき届出、株券の再交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理および単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 8 条</p> <p>当会社の株主名簿、<u>実質株主名簿および株券喪失登録簿</u>は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の不所持、株主(実質株主を含む。以下同じ)のなすべき届出、株券の再交付、<u>実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録</u>および単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 株券の種類、株式の名義書換、株券の不所持、株主のなすべき届出、株券の再交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、<u>株券喪失登録</u>および単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p><u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>

第4号議案 取締役9名選任の件

現任取締役（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社の株式数
1	孫 正義 (昭和32年8月11日生)	昭和56年9月 当社設立、代表取締役社長 昭和58年4月 同代表取締役会長 昭和61年2月 同代表取締役社長（現任） 平成13年6月 ビー・ビー・テクノロジー(株)（現ソフトバンクBB(株)）代表取締役社長（現任）	110,715,444株
2	北 尾 吉 孝 (昭和26年1月21日生)	平成7年6月 当社顧問 平成7年6月 同常務取締役 平成7年7月 同常務取締役、財務経理部長 平成11年3月 ソフトバンク・ファイナンス(株)代表取締役社長 平成11年4月 当社常務取締役 平成12年6月 同取締役（現任） 平成13年11月 ソフトバンク・ファイナンス(株)代表取締役CEO（現任）	284,238株
3	宮 内 謙 (昭和24年11月1日生)	昭和59年10月 当社入社 昭和63年2月 同取締役、ソフトウェア事業部商品部長 平成5年4月 同常務取締役、ネットワーク事業部長 平成9年6月 同常務取締役、ソフト・ネットワーク事業部長 平成11年9月 ソフトバンク・コマース(株)（現ソフトバンクBB(株)）代表取締役社長 平成12年6月 当社取締役（現任） 平成15年1月 ソフトバンクBB(株)取締役副社長（現任）	529,214株
4	笠 井 和 彦 (昭和12年1月16日生)	昭和34年4月 (株)富士銀行入行 昭和62年6月 同行取締役ニューヨーク支店長 平成4年5月 同行副頭取 平成10年4月 安田信託銀行(株)（現みずほ信託銀行(株)）顧問 平成10年6月 同社取締役会長 平成12年6月 当社顧問 平成12年6月 同取締役（現任）	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社の株式数
5	井上雅博 (昭和32年2月12日生)	昭和54年4月 (株)ソード電算機システム入社 昭和62年11月 (株)ソフトバンク総合研究所入社 平成4年6月 当社入社 平成6年1月 同秘書室長 平成8年1月 ヤフー(株)取締役 平成8年7月 同社代表取締役社長(現任) 平成10年6月 当社取締役 平成11年6月 当社取締役退任 平成13年6月 当社取締役(現任)	38,174株
6	ロナルド・フィッシャー (昭和22年11月1日生)	昭和51年4月 米国TRW Inc.最高財務責任者 平成2年1月 米国Phoenix Technologies Ltd.最高経営責任者 平成7年10月 SOFTBANK Holdings Inc.取締役副会長(現任) 平成9年6月 当社取締役(現任)	
7	村井純 (昭和30年3月29日生)	昭和59年8月 東京工業大学総合情報処理センター入所 昭和62年3月 工学博士号取得 昭和62年4月 東京大学大型計算機センター助手 平成2年4月 慶應義塾大学環境情報学部助教授 平成9年4月 同大学環境情報学部教授(現職) 平成11年6月 当社取締役(現任)	
8	柳井正 (昭和24年2月7日生)	昭和47年8月 小郡商事(株)(現(株)ファーストリテイリング)入社 昭和47年9月 同社取締役 昭和48年8月 同社専務取締役 昭和59年9月 同社代表取締役社長 平成13年6月 当社取締役(現任) 平成14年11月 (株)ファーストリテイリング代表取締役会長兼CEO(現任)	
9	マーク・シュワルツ (昭和29年6月15日生)	昭和54年7月 Goldman Sachs & Co.投資銀行部門入社 昭和63年11月 同社パートナー 平成8年11月 同社マネージング・ディレクター 平成9年6月 ゴールドマン・サックス証券会社社長 平成10年10月 The Goldman Sachs Group, L.P. (現 The Goldman Sachs Group, Inc.) 経営委員会委員 平成11年7月 Goldman Sachs-Asia会長 平成13年6月 当社取締役(現任) 平成15年1月 Soros Fund Management LLC社長兼CEO(現任)	

- (注) 1. 取締役候補者 孫 正義氏は、ビー・ビー・コミュニケーションズ(株)、ビー・ビー・バックボーン(株)、孫アセットマネジメント(有)、孫ベンチャーズ保証(株)の代表取締役を兼務しております。また、MAC Holding America INCの取締役会長を兼務しております。
2. 取締役候補者 北尾吉孝氏は、ソフトバンク・インベストメント(株)、ファイナンス・オール(株)、イー・アドバイザー(株)、(株)ソフィアバンク、エスピーアイ・ホームプランナー(株)、ホメオスタイル(株)、ベネフィット・システムズ(株)、エスエフ・アグリゲーションサービス(株)、エスピーアイ・インテレクトチュアルプロパティ(株)、エスピーアイ・キャピタル(株)、エスピーアイ・プロモ(株)、アートフォリオ(株)、ドリームサポート(株)、バイオビジョン・キャピタル(株)、(株)テックタンク、(株)デジコード、(株)アバマンショップホームプランナー、インフォトレーダー(株)、(有)ケイ・ピー・ティ興産、川崎電気(株)の代表取締役を兼務しております。また、SOFTBANK Finance America Corporation、SOFTBANK INVESTMENT INTERNATIONAL (STRATEGIC) LIMITED、SOFTBANK INVESTMENT (INTERNATIONAL) HOLDINGS LIMITED、SOFTBANK INVESTMENT (INTERNATIONAL) COMPANY LIMITED、The SBI Total Return Portfolioの取締役会長を兼務しております。
3. 取締役候補者 宮内 謙氏は、ディーコーブ(株)の代表取締役を兼務しております。
4. 取締役候補者 井上雅博氏は、ジオシティーズ(株)、ワイズ・スポーツ(株)、ブロードキャスト・コム(株)の代表取締役を兼務しております。
5. 取締役候補者 ロナルド・フィッシャー氏は、SOFTBANK Inc.、SOFTBANK Capital Partners Investment Inc.、SB Sweden Aktiebolagの取締役会長を兼務しております。また、SOFTBANK America Inc.の取締役副会長を兼務しております。
6. 取締役候補者 村井 純、柳井 正およびマーク・シュワルツの各氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。

#### 第5号議案 監査役1名選任の件

社外監査役 小林三郎氏は、平成15年1月19日付で、逝去により退任されましたので、その補充のため、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠選任されます監査役の任期は、定款第31条の定めに従い、退任した監査役の任期の満了すべき時までとします。

本議案に關しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する当社の株式数
柴 山 高 一 (昭和11年10月2日生)	昭和35年4月 山一証券(株)入社	
	昭和41年10月 プライスウォーターハウス(現プライスウォーターハウスコーパース)入社	
	昭和45年3月 公認会計士登録	
	平成9年7月 プライスウォーターハウス青山コンサルティング(株)顧問就任	
	平成14年7月 税理士法人中央青山顧問就任(現任)	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者 柴山高一氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。

## 第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づき、当社ならびに当社子会社の取締役、従業員および従業員として採用を予定する者に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについてご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由  
当社ならびに当社子会社の取締役、従業員および従業員として採用を予定する者の当社の企業価値向上に対する意欲を高めるため、当社ならびに当社子会社の取締役、従業員および従業員として採用を予定する者に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で割り当てるものであります。
2. 新株予約権発行の要領

- (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社ならびに当社子会社の取締役、従業員および従業員として採用を予定する者

- (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式1,400,000株を上限とする。

なお、下記(3)により付与株式数(以下に定義する)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

- (3) 発行する新株予約権の総数

14,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という)は、100株とする。ただし、新株予約権を発行する日(以下「発行日」という)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

- (4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

- (5) 各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき1株あたりの金額(以下「行使価額」という)は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所の当社普通株式の終値平均値または発行日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれが高い金額に、1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割および時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株予約権および新株引受権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式

総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「分割・新規発行による増加株式数」を「処分する自己株式数」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、株式併合を行う場合およびその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で、適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の行使可能期間

平成16年7月1日から平成21年6月30日までの間で取締役会が定める期間

(7) 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という）が権利行使の時に、当社ならびに当社の子会社および関連会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。

対象者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める条件により、相続人がこれを行行使することができる。

対象者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡

当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転承認の議案が当社株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却できる。

対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、対象者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該対象者の有する新株予約権を無償で消却できる。

上記のほか、当社はいつでも新株予約権を取得し、これを無償で消却できる。

第7号議案 故監査役 小林三郎氏に対する弔慰金贈呈の件

平成15年1月19日をもって、逝去により退任されました社外監査役 小林三郎氏の在任中の労に報いるため、当社の定める役員退職慰労金内規に従い、弔慰金を贈呈したく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

故監査役 小林三郎氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
小 林 三 郎	平成9年6月 当社監査役 平成15年1月 逝去

以 上

## インターネットによる議決権の行使の場合のお手続きについて

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記のとおり行使いただきますようお願い申し上げます。

- 1 当日株主総会にご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。
- 2 （当日ご出席願えない場合）
  - ・郵送により議決権を行使される場合は、インターネットによるお手続きは不要です。
  - ・インターネットにより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。

### 記

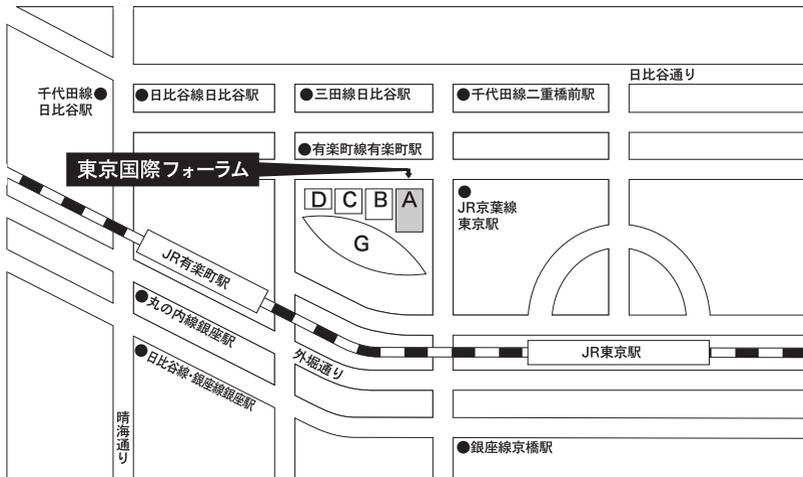
1. インターネットによる議決権行使は、議決権行使サイト  
<http://www.koushi.ufjtrustbank.co.jp/>  
をご利用いただくことによるのみ可能です。  
（インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよび仮パスワードを入力することが必要となりますので、ご確認下さい。）  
なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承下さい。
2. インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成15年6月23日（月曜日））の24時まで受付いたします。
3. 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

# 株主総会会場案内図

会 場：東京都千代田区丸の内3丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールA  
電話番号 (03) 5221 - 9000

会場最寄駅：JR線 東京駅より徒歩5分  
(京葉線東京駅と地下1階コンコースにて連絡)  
有楽町駅より徒歩1分  
地下鉄 有楽町線有楽町駅と  
地下1階コンコースにて連絡



A：ホールA B：ホールB・レセプションホール C：ホールC D：ホールD・会議室 G：会議室・展示ホールロビー

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は  
ご遠慮下さいますようお願い申し上げます。